

乳幼児向け | 地域健康課の健診

問 地域健康課業務係

大森 TEL 5764-0661 FAX 5764-0659

調布 TEL 3726-4145 FAX 3726-6331

蒲田 TEL 5713-1701 FAX 5713-0290

梶谷・羽田 TEL 3743-4161 FAX 6423-8838

※問い合わせは催しごとに記載の地域の地域健康課へ

※は地域健康課に電話予約

※健康に関する相談はいつでも受け付けています



事業名	会場	日時・申込方法など
育児学級 (生後7・8か月) 2回食への進め方、 お口の発達とむし歯予防	大森	11月6日(木)
	調布	11月5日(水)
	蒲田	11月12日(水)
	梶谷・羽田	11月11日(火)
育児学級 (生後9～11か月) 3回食への進め方、 家族の食事について	大森	11月7日(金)
	調布	11月21日(金)
	蒲田	11月6日(木)
	梶谷・羽田	11月12日(水)
育児学級 (1歳～1歳3か月) 幼児食への進め方、 むし歯予防のポイント	大森	11月11日(火)
	調布	11月4日(火)
	蒲田	11月13日(木)
	梶谷・羽田	11月20日(木)
離乳食の進め方 (生後5・6か月)※ 離乳の開始について	大森	11月6日(木)午後
	調布	11月21日(金)午後
	蒲田	11月12日(水)午後
	梶谷・羽田	11月13日(木)午前

午前10時～11時



申 電子申請



申 問合先へ電話

4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査

お子さんの受診日などは、区HPをご覧ください。地域健康課へお問い合わせください。該当者には郵送でお知らせします。健康診査は、乳幼児の発育状態などの診査、必要に応じ保健・心理・歯科・栄養相談を行います。

歯科相談※

対 3歳未満(障がいのあるお子さんは就学前まで)

むし歯予防・歯みがき教室

むし歯予防の話と仕上げ磨きの練習

対 3歳未満 申 電子申請

栄養相談※

離乳食の進め方や、幼児食の量・内容などの相談



出産準備教室

開催方法・会場・時間は区HPをご覧ください。

対 区内在住の妊娠中の方、家族など 申 電子申請

問 地域健康課

平日開催

沐浴、妊婦さんの体と心の変化、産前産後の生活について学びます。

日 ①11月10日(月)午後②11月11日(火)午前③11月13日(木)午後
④11月19日(水)午前

土曜日開催

沐浴、産前産後のママとパパの変化の違い、両親での子育てについて学びます。

日 11月8・15・29日(土)※午前・午後の部有り

歯科・栄養

妊娠中、産後の歯や食事のポイントについて学びます。

日 ①11月14日(金)午後②11月17日(月)午後③11月20日(木)午後
④11月26日(水)午後



ベビーシッター利用料を補助します

対 区内在住で未就学児の保護者(障がい児は12歳に達する年度の末日まで)

●対象期間=10月1日(水)～令和8年3月31日(火)

●利用上限時間=児童1人年度当たり144時間

※多胎児・障がい児・ひとり親家庭は288時間

●補助上限額=①午前7時～午後10時(1時間2,500円)

②午後10時～翌午前7時(1時間3,500円)

申 電子申請。問合先へ申請書(区HPから出力可)を郵送も可

※都の認定事業者を利用した場合のみ

問 大田区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)
コールセンター

TEL 0120-462-887



外国籍のお子さんがいる保護者の方へ

令和8(2026)年4月に区立小・中学校に入学を希望する外国籍のお子さんは、就学の申し込みが必要です。就学案内は10月上旬に発送します。

対 小学校=平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日生まれのお子さん
中学校=平成25(2013)年4月2日～26(2014)年4月1日生まれで区立小学校卒業見込みのお子さん 申 問合先へ保護者が在留カードか特別永住者証明書を持参

問 学務課学事係

TEL 5744-1429 FAX 5744-1536

パパ・プレパパのための 家庭と仕事 自分らしい両立のカタチ

令和の父親を取り巻く環境や課題を知り、家事育児のあり方や働き方について学びます。

対 区内在住・在勤・在学の方 日 11月9日(日)午前10時～正午 定 抽選で15名
申 電子申請。問合先へFAX(記入例参照。保育(6か月以上の未就学児5名)希望はお子さんの名前、年齢も明記)も可。10月30日締め切り

会 問 エセナおおた

TEL 3766-4586 FAX 5764-0604



ひとり親医療証の現況届提出と新規申請

●ひとり親医療証をお持ちの方(児童扶養手当受給者などを除く)へ現況届を10月上旬に郵送します。10月31日までに提出してください

●令和6年中の所得が所得限度額未満の方が新規で申請できます

問 子育て支援課子育て支援担当

TEL 5744-1274 FAX 5744-1525

養育費に関する公正証書の作成などを支援します

養育費の取り決めに関する公正証書の作成や家庭裁判所への調停申立てなどにかかる費用の一部を助成します(上限3万円)。

対 区内在住のひとり親家庭で、公正証書などの費用を負担した方

※令和7年4月1日以後に作成されたもの

申 問合先へ申請書(問合先で配布。区HPからも出力可)を持参か郵送

問 子育て支援課子育て支援担当

TEL 5744-1653 FAX 5744-1525

児童手当のお知らせ

●10月期の振込日

8・9月分は、10月9日に振り込みます。

※金融機関によっては2、3日入金が遅れる場合があります

●児童手当支払額

対象年齢	第1・2子	第3子以降
3歳未満	15,000円/月	30,000円/月
3歳～高校生年代	10,000円/月	
18歳年度末～22歳年度末	算定対象のカウントのみ	

※高校生年代とは、15歳の年度末～18歳の年度末の児童のこと

※出生や転入など異動があった場合は、異動日の翌日から15日以内に問合先へ申請書(区HPから出力)を郵送か持参。電子申請や特別出張所へ持参も可

※公務員の方は職場へ申請してください

問 子育て支援課子育て支援担当

TEL 5744-1275

FAX 5744-1525

